

官報

号外

平成十五年二月十四日

○第百五十六回 衆議院會議録 第八号

平成十五年二月十四日(金曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣塩川正十郎君。

〔國務大臣塩川正十郎君登壇〕

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十五年度予算については、活力ある社会経済の実現に向けた予算配分の重点化、効率化、予算執行調査の結果等を活用した経費の節減やコストの見直しなどを行うことにより、歳出改革を一層推進することとし、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成十四年度を下回る水準といたしました。

しかしながら、引き続き歳入と歳出の差が多額に上るため、財政法の規定による公債のほか、三

十兆二百五十億円の特例公債を發行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成十五年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の發行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十五年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行することができるとしてあります。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の發行額をできる限り縮減するため、平成十六年六月三十日まで特例公債の發行を行うことができることとし、あわせて、同年四月一日以後發行される特例公債に係る収入は、平成十五年度所属の歳入とすること等としてあります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、法人税について、我が国産業の競争力強化のため、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び情報通信機器等に係る投資促進税制を創設するほか、中小企業技術基盤強化税制の拡充等を行うこととしてあります。

第二に、相続税、贈与税について、次世代への資産移転の円滑化に資するため相続時精算課税制度を創設するほか、税率構造の見直し等を行うこととしてあります。

第三に、金融・証券税制について、貯蓄から投資への改革に資するため、上場株式の配当及び譲渡所得等に対する税率を軽減する特例制度の創設、上場株式の配当所得に係る申告不要制度の拡

充等を行うこととしてあります。

第四に、土地・住宅税制について、土地の有効利用の促進に資するため、不動産に係る登録免許税の負担の軽減を図るほか、税率格差の是正など同税の全般的な見直しを行うこととしてあります。

第五に、所得税について、人的控除の簡素化等の観点から、配偶者控除に上乘せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止することとしてあります。

第六に、消費税に対する信頼性、透明性を向上させるため、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引き下げ等の改正を行うほか、消費税の額を含めた価格表示の義務づけを行うこととしてあります。

その他、酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引き上げなどの措置を講ずるほか、既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずることとしてあります。

以上、平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。次第であります。

よろしく願います。(拍手)

平成十五年度における公債の發行の特例に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山花郁夫君。

〔山花郁夫君登壇〕

○山花郁夫君 山花郁夫です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただ

いま議題となりました平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。
(拍手)

初めに、財政状況の悪化についてお尋ねいたします。

政府は、平成十五年度一般会計予算に八十一兆八千億円を計上していますが、税収で賄えるのは約半分の四十一兆円余りであり、そして、この財源不足を補うために、実に三十六兆四千億円の新規国債を発行しようとしております。

これは、当初予算における国債発行高の最高記録であり、補正予算を加えて比べても、平成十一年度に小淵内閣が発行した三十七兆五千億円の過去最高記録に迫る勢いであり、財務省の試算によると、平成十五年度末の公債残高は国民一人当たり約三百五十三万円、四人家族で約一千四百十三万円にも上ります。

これでは、みずから借金王と称された小淵内閣に次ぐ不均衡な予算と言わざるを得ないと私も考えますが、財政責任者としての所見を塩川財務大臣に伺います。(拍手)

小泉総理は、過日の本院予算委員会において、菅直人民主党代表が、平成十四年度補正予算で国債発行三十兆円枠の公約をほごにした責任を追及したのに対し、「もっと大きなことを考えなければいけない」とこの程度の約束を守れなかったことは大したことではない。と答弁をされました。その後、総理は、もっと丁寧に説明すべきだったと釈明しましたが、どんなに丁寧に説明をしたとしても、公約を破った、このことは覆すことはできないはずであります。

財務大臣、国債発行枠の公約破棄は大したことではなかったのか、所管大臣としての答弁を求めます。(拍手)

また、総理の言われる「もっと大きなこと」、つまり行財政改革については、総理自身が国会の施政方針演説の中で、「改革は道半ばにあり、成

果が明確にあらわれるまでには、いまだしばらく時間が必要」である、このように述べて、成果が出ていないことをみずから認めておられます。

小泉内閣は、発足してから一年九カ月の間に、今回の平成十五年度予算を含め五回の予算編成を行いました。この間、国民の借金をふやすばかりで、景気回復はおろか、景気浮揚の期待感さえつくり出すことはできませんでした。小泉内閣は、構造改革を標榜し、不良債権処理、予算・税制改革、規制改革を一体に進めると意気込んでおられますけれども、いずれも公約倒れではありませんか。

構造改革を断行し、その効果があらわれるのは一体いつなのか、さらに、スケジュールどおりに結果が出せなかった場合、どういう責任をとるつもりであるのか、塩川財務大臣と竹中経済財政政策担当大臣に明確な答弁を求めます。(拍手)

ところで、竹中大臣は、七日の閣僚懇談会で、ETFの購入を推奨されたようであり、そして、閣議後の記者会見の質疑において、「絶対儲かります」と発言されております。このことは金融庁のホームページの記者会見概要でも公表されておりましたが、記者会見の場でこのような発言をするのは不謹慎ではありませんか。

金融担当大臣としてこうした発言をすれば、どこかで悪用されることは十分にあり得ることです。仮に、証券会社の営業マンが、ホームページに掲げられていた旨を告げ、あるいは、そのホームページのコピーを示してETFの勧誘を行った、こういうケースの場合、証券取引法四十二条その他関係法律に違反することになると思われ、答弁を求めた上で、竹中大臣の反省の弁を伺いたいと思います。(拍手)

次に、今後の財政規律のあり方について伺います。財務大臣は、これも過日の本院予算委員会での菅代表との質疑の中で、税収見通しについて、

「確かに少し間違った」と認められました。政府が先月発表した「改革と展望―二〇〇二年度改定」では、「想定した以上に厳しい内外経済環境の下で、デフレや不良債権等金融的側面で問題が大きくなっている」と、まるで人ごとのような記述があります。こうした状況を招いたのはまさに政府・与党の責任であるということは、ここで明確に指摘しなければならぬと思います。(拍手)

財政規律について、小泉内閣が三十兆円枠の次に掲げた約束は、二〇一〇年代初頭のプライマリーバランス黒字化でありました。しかし、一年先の経済見通しを誤り、さらには、一年半で三十兆円枠の公約を破棄した現在、どうして十年も先の目標など信用することができようでしょうか。

財務大臣、まずは、現内閣のもとで責任を持って達成できる現実的な公約を打ち出すことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

また、「改革と展望」では、「二〇〇四年度までの実質成長率は一％以下程度、名目成長率はさらに低いもの」と予想されておりますが、総理在任中、不景気が続いても、予定どおりと強弁するおつもりでしょうか。財務大臣に見解を求めます。

次に、税制改正について伺います。昨年の初め、小泉総理は、戦後日本税制の基礎となったシャープ勧告以来の抜本的な税制改革に取り組み意気込みを見せました。しかし、総理お得意の丸投げによって、中立かあるいは活力かといった税の基本理念でさえ混乱を招き、法人税率引き下げについても、政府内部で対立を繰り返しました。そして、年末には、例年どおり、自民党税調が密室で改正内容を固め、自民党と霞が関の既得権益を守るという、まさに見事なまでの旧来型の決着に落ちついたわけでありました。

こうした既得権益の中での妥協の産物である税制改正案は、抜本改革としても、また、景気対策としても中途半端でありまして、一兆八千億円の

先行減税を行っても将来の増税への懸念によってその効果が相殺されてしまうだろう、こういった見方が広がってきております。

財務大臣、この税制改正のどこが一体抜本改革なのでしょう。答弁を求めます。

ところで、総理は、政府案は大幅な先行減税だと豪語されておりますけれども、国民にとっては大衆増税にはかなりません。発泡酒税やたばこ税の引き上げに加え、ことし四月から、医療保険窓口負担を三割に引き上げようとしています。これでは、GDPの約六割を占めると言われております個人消費に水を差すことが大変懸念されるわけでありました。

どうしてこの時期に広く国民負担を求めようとしているのか、こうした増税が消費にどのような影響を及ぼすと考えておられるのか、塩川財務大臣に見解を伺います。(拍手)

また、私たち野党四党は、十二日に、医療費三割負担凍結法案を提出いたしましたけれども、景気の現状、これから実施される国民負担増などを踏まえ、患者負担三割引き上げを見直す考えはないのか、厚生労働大臣にお尋ねいたします。

さらに、配偶者特別控除の廃止が提案されております。配偶者特別控除制度は、女性の就業にとつてかえって不公平になるという指摘もあるところではあります。しかし、廃止に伴って事実上負担が重くのしかかる世帯が多いというの、また一方では事実であります。

最近、少子化対策元年という言葉が折に触れて使われている坂口厚生労働大臣、例えば児童手当の拡充などの施策がないまま配偶者特別控除の廃止を行うことは問題であると考えますが、そのような施策の今後の見通しについての見解を伺いたいと思います。

私たち民主党は、既に独自の予算案を発表しています。歳入面では、政府の大衆増税を排し、短期的には、民間需要を喚起し、中長期的には、二十一世紀の課題に対応し、NPO、教育、環境に

重点を置いた税制改正を盛り込んでいます。

主な項目は、住宅、自動車、教育等のローンに係る利子控除制度で一兆円程度の減税、NPO支援税制の抜本拡充、連結付加税の廃止が挙げられます。京都議定書の目標を達成するための環境税創設と自動車関連諸税の整理統合を同時に行い、国民負担増を求めずに、将来を見据えた税制改正も提案いたしております。また、揮発油等の道路特定財源を、暫定税率部分も含め一般財源化することとしております。

民主党案こそ景気の現状と未来を見据えた税制改革であると私も自負いたしておりますけれども、塩川財務大臣、この民主党案に対する見解を伺いたいと思います。

小泉内閣がこのまま経済運営を担えば、外形標準課税の導入が予定されている来年四月までに経済状況が回復するとは考えられず、導入により企業経営に打撃を与えることは必至であります。地方財政の安定化を図る観点から、現行の法人事業税の改善は必要ではありませんけれども、導入に当たっては、景気や雇用懲罰税とならない配慮や、地方消費税との関係を整理すべきであり、現段階での導入には極めて慎重であるべきと考えます。

次に、NPO支援税制についてであります。パブリックサポートテストの広域活動要件の廃止や、みなし寄附金制度の導入など、一部の前進はありましたけれども、それでも、認定要件をクリアできるNPOは一〇%にも満たないと予想されております。支援税制のパブリックサポートテストの要件緩和が平成十七年度末までの期限措置となつていますが、NPOの重要性を考えますと、恒久化であるとか、あるいは、大幅に緩和する必要性があると考えます。

財務大臣、なぜ政府案は期限措置としているのでしょうか。答弁を求めたいと思います。(拍手)

また、政府の税制調査会は、平成十四年度の答申で、給与所得控除について縮減を図る方向で引き続き検討すべきとしていますけれども、この議

論は本年中に取りまとめるのでしょうか。また、実施時期についてはどのように考えているのでしょうか。さらに、十五年度税制改正で見送られた特定扶養控除の廃止については来年度以降実施すべきと考えられているのかどうか、あわせて財務大臣にお尋ねいたします。

少子高齢化に伴って増大する社会保障費の財源として、消費税の引き上げを求める議論が聞こえてきております。日本経団連の奥田会長は、消費税を毎年一%ずつ引き上げ、一六%で据え置くとの提案をされております。

ところで、この問題についての自民党内の議論であります。

まず、山崎幹事長は、基礎年金財源の国庫負担の二分の一への引き上げに関連して、国庫負担を引き上げるとすればその財源は消費税以外になかなか考えにくい、こういった趣旨の発言をされております。また、青木参議院幹事長は、参議院では消費税引き上げのコンセンサスが得られている、こういう発言もされております。さらには、塩川財務大臣御自身も、年金制度を賄う財源として、消費税などの間接税、こういったものをふやさざるを得ないという認識を示されております。

他方、小泉総理は、議論は大いに結構だけれども、私の任期中には引き上げないと発言されております。

財務大臣、小泉内閣は消費税の引き上げについて一体どのように考えておられるのでしょうか。明確な答弁を求めたいと思います。

自民党内では、どうも消費税の引き上げではぼ固まっているように見受けられるわけでありましてけれども、小泉内閣では引き上げを凍結すると総理が明言している中で検討を進めても、議論が迷走するのは必至であると考え次第であります。

さて、このことと関連して、平成十六年度実施予定の年金国庫負担二分の一への引き上げの財源はどう手当てされるのか、それをいつまでに決めるのか、財務大臣及び厚生労働大臣にお尋ねいた

します。

さらには、「改革と展望」改定版の参考資料では増税を前提とされていますが、仮に消費税の引き上げを行わない場合、どのように財政破綻を回避するおつもりなのか、財務大臣にはこの点についても答弁をお願いいたします。

小泉総理は、本年第一回目の政府税制調査会で、地方への財源・税源移譲の議論を進めるよう要請しました。民主党は、利益誘導型政治の温床となつていいる補助金を廃止し一括交付金制度を創設すること、地方に財源と権限を移譲すること、その地域の個性や必要性に即した事業を実施することを提唱しております。こうした改革に対しては、自民党内から相当な抵抗があると予想されますが、財務大臣、地方への税源移譲についての認識、改革に取り組み決意について伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇)

○国務大臣(塩川正十郎君) 私に対してぎょうさん質問ございましたので、ひよっとしたら、漏れたら、また御指摘いただければ御返答申し上げます。

まず最初にお尋ねになりましたのは、国債発行三十兆円の枠をはみ出してしまったが、これに対する責任をどう感じておられるのかということでございます。

これに對しましては、我々は、税収の見込み違いがございましたこと等々ございまして、今回、十五年度において、予算の確実な実効を図るため、三十兆円を超える国債を発行することになったのでございましてけれども、しかしながら、国債発行を極力抑えようという精神はここに變更するものではなくして、この根本精神を貫いてまいりたいと思っております。そして、できるだけ早くプライマリーバランスをとっていくために、おおよそのめどを、二〇一〇年代初頭において黒字化するということにはいたしております。

一方、三十兆円の国債発行の枠を超過いたしました

したけれども、しかしながら、補正予算その他、あるいはセーフティネットに重点を置いた措置等を講ずることによりまして、経済の安定的な発展を図るためにいたした措置であるということを御認識いただきたいと思っております。

それから、不良債権、予算・税制改正、こういう一連のことをやりましたが、構造改革への効果というものはどういふことになっておるかというお尋ねでございます。

今回の一連の補正予算あるいは十五年度予算を通じて、めり張りのある予算を組んでまいりました。今後とも、この方針を貫いて、重点配分によって経済の活性化を図ると同時に、十分なセーフティネットを講ずることによって社会の不安を払拭し、金融システムの改革を通じてより一層の活性化を図ることとしたものでございまして、中期的には、民間需要主導の経済成長を目指すことにいたしました次第であります。

次に、財政規律及び今後の経済成長についてお尋ねがございました。

この件につきましては、後ほど竹中大臣からも御説明があると思うのでございますが、先ほど申しましたように、まず、私たちは、財政の健全化ということに重点を置いた予算を編成すると同時に、従来からの慣習を見直して徹底的に予算の内容を見直し、あるいはまた、指標等によりましてあるべき姿を求めるといふことにいたしました。これを一般歳出につきましては厳しく管理し、これを節減していったということでございます。

同時に、現在は厳しい内外経済状況が続いておりますが、政府は日銀と一体となりまして政策の効果発揮し、今後とも、構造改革の推進に一層の努力をしまいたいと思っております。

次に、税制改正についてでございます。

お尋ねの中に、平成十五年度税制改正は抜本改正とは言えず、中途半端な改正ではないかとおっしゃいましたが、しかし、今回は、相当思い切った構造的な、制度的な改正を行うと同時に、重点

を、個人資産が十分に経済活動の分野に進入し得るようにならなければならないこと、先ほど説明いたしましたこと、研究開発、設備投資等、企業減税の実をとりたいということでございます。

それと同時に、中小企業等につきましては、同族会社の内部留保等についての廃止をするとか、あるいはまた交際費の見直しをするとかいうことをいたしまして、中小企業者対策を十分講じましたし、また、個人の資産が運用できるように、相続税、贈与税の一体化、さらには、金融・証券税制の抜本的見直し等によりまして、民間経済のさらに一層活発な経済参入を促した次第であります。

次に、民主党の税制改正、これをどう思うかということでございます。

これにつきましては、えらい努力されたことは私たちが認めておりますが、しかし、結局、拝見いたしますと、我々が言っておること、さらに、自由民主党と与党の方が言っておることと大して変わらない、同じようなことを言っておること、同じ感じでございます、大体同じようなことを皆考えておることでございます。

その中で、私がちょっと指摘したいことは、減税が優先してしまつて、それじゃ財政のバランスということをお考えになっておるのだろうかというところでございます、これは政府と民主党との観点が違う。我々はやはり、政治に対して、将来に対して責任を持っておりますので、財政のバランスということを中心に考えておりますが、民主党の案は減税重視になっておることでございます。

(拍手)
それからもう一つ、構造改革の一環としての税制にはなっていないのかということでございます、随分と努力された成果は私たちが認めていかざるを得ない。参考にさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、パブリックサポートテストの要件を何で十七年度にしたかということでございますけれども、十七年度の期限にいたしましたことは、この制度が発足いたしましたまだ日が浅いものでございますから、実績を十分にしたいと思っております、実績に応じてさらに必要な措置は講じてまいりたいと思っております。

それから、給与所得控除の問題でございますけれども、給与所得控除及び特定扶養控除、これは青年の人が対象でございますが、これについてのお尋ねがございました。

給与所得控除は、マクロ的に見ると、その総額が給与総額の約三割の水準に達しております、空洞化の大きな要因になっておることを踏まえ、その取り扱いにつきましては、勤務費用の概算控除としての合理的な水準を見きわめつつ、引き続き検討を行う予定であります。

また、特定扶養控除につきましては、各種の割り増し・加算措置の見直し等の一環として、その取り扱いについて引き続き検討を行ってまいります、また、最近におきましては、女性の、主婦の職業への参加が非常に大きくなってきておりますので、そういう点につきましては配慮をした改正であるということをお承知いただきたいと思っております。

次に、消費税でございますが、小泉内閣として消費税の引き上げについてどう考えるかということでございます。

まず、消費税の問題を考えます前に、この税を安易に増額してまいりましたならば、財政の秩序だけではなくして、国民のいわば税に対する信頼も失ってくるということも考えられますので、その前に、政府といたしましては、徹底的に財政の中身を見直して不必要な経費は削減するということ、一層の財政の合理化を図った上において消費税のあり方を考えるというのが徹底した考え方でございます。そして、安易に社会保障財源として充てる前に、先ほど申しましたような消費税の本

質を考えまして、財政との関連を厳しくとっていただきたいと考えております。

さらに、お尋ねがございました、年金の国庫負担の二分の一への引き上げについてでございます。

これは、近く社会保障審議会等において議論のあるところでございます、その結論を待ちたいと思っておりますけれども、法律によって二分の一に引き上げるということは決まっておりますけれども、しかしながら、国庫負担の問題につきましては、十分に国民的な議論を行う必要があると思っております。

また、基礎年金国庫負担割合を引き上げる場合に、安定した財源を確保する必要があることは、十二年金改正法の附則に規定されておるところでございます、現在の財政状況を考えても、安定した財源の確保なしに国庫負担の引き上げを行うことは非常に困難であると思っております。したがって、この問題につきましては、国民的合意を得るよう一層の努力をしてまいりたいと思っております。

最後に、地方への税源移譲の問題についてお尋ねがございました。

地方への税源移譲、これは、地方分権を進める上において、さらに、自治の自立性を確立するために、ぜひ行わなければならない問題でございます、分権と税制とは一体として考えるべきものだと思います。

そこで、政府の方針といたしましては、地方への税源移譲、地方に対する負担金並びに補助金の問題、それから地方交付税のあり方、この三つを一体とした三位一体でこの結論を出したいと思っております。

その前に、この分権の本質について考えます場合に、シビルミニマムあるいはナショナルミニマムというものが現状でいいのかどうか、いわば給付と負担の関係というものを根本的に見直した上で、さらに自治体が自主独立し得る措置を講ずる

ことでございます、財源の措置につきましては、そういう議論を踏まえた上、三位一体で解決していきたいと思っております。

(拍手)
(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) 山花議員から、三問のうち第一は、健康保険本人三割負担についての

お尋ねでございます。今日、急速に少子高齢化が進展します中で、医療保険財政は大変厳しい状況にあります。国民皆保険を将来にわたり守ってまいりますためには、患者、加入者、医療機関といった関係者に等しく負担を分かち合つていただくことは避けられず、保険料の引き上げ幅を極力抑制するためにも三割負担を導入することとしたものでございます。

社会保険は景気のいかに問はず必要なものであり、厳しいときであればあるほど、相互扶助の精神が必要でございます。法律どおり、四月からの三割負担導入をお願いしたいというふうに思っております。

それから、児童手当の拡充についての御質問をいただきました。

昨年、税制改革に関係いたしまして、児童手当の支給対象年齢等の見直しを柱とする少子化対策を、平成十六年度の国、地方を通じた歳出面の措置として実施することが与党において合意されたところでございます。

この合意に基づきまして、政府・与党による少子化対策のあり方に関する政策協議の場が設けられることになっておりまして、この中で、今後、児童手当制度全体の見直しを含む、実効的、そして効率的な少子化対策のあり方が議論されるものと思っております。山花議員の御主張も踏まえまして、努力をまいりたいと考えています。

最後に、年金の国庫負担割合の引き上げの話がございました。これはもう塩川大臣からお話があったとおり

でございますが、年金のあり方につきまして、こ
としいばいかけまして御議論をいただきたいと
思っております。その年金のあり方の結果とい
しまして、多少の違いはあると思いますが、こ
も、しかし、財源が必要なのは間違いないと思
ませんし、三分の一から二分の一への引き上げに
つきましては、既に決定していただいているこ
ろでございます。

この財源につきましての御議論もあわせて行
ていただきます。年金そのものの改革案につ
ましては、秋ごろには骨格を示して皆さん方に御
議論をいただきたいと思っておりますので、少
くとも年末までにこの財源につきまして決定
していただきたいと思っております。ところでござ
います。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 山花議員から、二問、
御質問がございました。

まず、構造改革のスケジュールについてのお尋
ねでございます。

小泉内閣では、やるべき構造改革を行わなけれ
ば経済の再生はないとの認識のもと、デフレ克服
と民間需要主導の持続的な経済成長の実現向け
て「聖域なき構造改革」に取り組んでいるところ
であります。

政府としては、このような日本経済再生へのス
ケジュールを明確に示すために、昨年一月に、
「改革と展望」を閣議決定いたしました。本年一
月には、諸情勢を踏まえて、その改定作業を行
いました。その中では、不良債権処理などの諸改
速すると同時に、集中的に改革を推進する集中
調整期間を一年程度延長し、二〇〇四年度まで
の間、積極的な取り組みを行うこととしたしま
した。

このような取り組みにより、二〇〇五年度ない
し二〇〇六年度ごろには、本来の成長力に近い中
期的な成長経路に復帰できるというふうに見込
んでおります。このようなシナリオの実現に向け

平成十五年二月十四日 衆議院会議録第八号

最大限の努力をしたいと思っております。こ
ろでございます。
私のETFに係る発言についてお尋ねがござ
いました。

二月七日の記者会見におきまして、閣僚懇
の議論を踏まえまして、TOPIX、日経二二五に
連動するETFを私自身が購入するかと問われ
まして、私は、買います、もうかると思っており
ます旨の発言をいたしました。

したがって、当該発言は、私が個人の投資
家としてそう思っていることと申し上げたのであ
って、決して、もうかるから買いたいと申し上げ
たのではないというところは、御理解いただき
たいと思っております。

証券会社の外務員等が顧客にETF購入を勧誘
する際、私の発言を引用し、悪用して、ETFの
価格について断定的判断を提供して勧誘してい
ると認められるような場合には、証券取引法に違
反すると考えられます。

いづれにしても、発言の趣旨を誤解されかね
ない部分があったという面においては、適切では
なかったと考えております。したがって、この
点については十分に反省して、御指摘の発言を
掲載しているホームページの該当部分につきま
して、これが悪用されることのないよう、削除
する方向で対応するつもりでございます。

今後とも、十分に注意して行政に当たらせて
いただきたいと思います。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 武山百合子君。

(武山百合子君登壇)

○武山百合子君 私は、自由党を代表して、た
だいま議題となっております二法案について質
問いたします。(拍手)

初めに、小泉内閣の財政運営の基本方針につ
いてお聞きいたします。

小泉総理が就任当初から絶叫し続けてきた国
債発行三十兆円枠は、名実ともに崩壊しました。

かしながら、小泉総理のこの公約は、もともと
理破綻していたのであります。私たち自由党は、
NTT株の売却益の基金を取り崩したり、地方交
付税特別会計から借金したり、隠れ借金を総動員
して三十兆円という見た目の体裁を整えるだけの
小泉総理の小細工ぶりを指摘してきました。

今年度の補正予算で、公約を守れなくても大
したことではないと言っている破綻を認め、つい
に来年度予算案では、そのような小細工もできな
くなり、三十六兆四千億円という、当初予算で
は過去最大の国債を発行することになりました。

財政規律を守るといふ命題を掲げておきながら、
小泉内閣は、言っていることとやっていることが
全く逆なのです。

一方で、平成十四年度予算では、およそ二
千億円の税収不足が生じ、補正予算で国債を積
み増しし、発行しています。税収見込みを大幅
に下回ったことは、小泉内閣の経済財政運営が失
敗した結果であることは言うまでもありません。

こうした結果になったのは、不況期における
緊縮経済政策は過去にすべて失敗しているという
歴史的な事実から何も学ばなかったからではあ
りませんか。不良債権処理を加速させ、供給過
剰を是正しても、高い付加価値を持つような新
しい産業を創出しなければ、失業率は上がり、
消費は落ち込み、需要不足による日本経済の落
ち込みを止められないままです。

緊縮経済政策に基づく予算編成、財政運営を
行い、その結果、不況の深刻化と税収不足が生
じ、その穴を国債で埋め、従来型の公共事業を
積み増す。ビジョンも何もなく、小細工ばかり
を繰り返す小泉内閣の経済財政運営は、日本経
済を立ち直らせることができないばかりか、日
本経済が二度と立ち上がれなくなるような危機
へと追い込んでいくのです。

経済財政の基本をどのように考えているのか。
今までの小泉内閣の経済財政運営は間違ってい
ない、その結果、不況の深刻化と税収不足が生
じ、その穴を国債で埋め、従来型の公共事業を
積み増す。ビジョンも何もなく、小細工ばかり
を繰り返す小泉内閣の経済財政運営は、日本経
済を立ち直らせることができないばかりか、日
本経済が二度と立ち上がれなくなるような危機
へと追い込んでいくのです。

いとお考えなのか。財政は順調に健全化してい
るし、経済もこのままだけ回復すると本当にお考
えなんでしょうか。塩川財務大臣、竹中経済財
政担当大臣にお聞きいたします。

次に、税制改革についてお聞きします。

政府・自民党の伝統的な税制改革論議は、毎
年恒例の小細工作業であります。しかし、来年
度税制改正を見ると、小泉総理の行った税制改
革論議は、ある意味で、過去に例がないほど大
きな小細工であると断言できます。

総理のやり方は、これまで自民党政治が行
ってきた税制の小細工よりも、はるかにたちが
悪いと思います。自民党政治の税制改革論議は、
どうせ小細工しか出てこないだろうと、だれも
が最初から気づいており、実際に出てくる結
論も、そうした予想に沿った小細工でありまし
た。ある意味、正直です。

しかし、小泉総理の自称抜本的税制改革は、
あるべき税制の姿を議論する、これなしに構造
改革、経済再生はできないと、第一声だけは威
勢よく出しますが、あちこちで議論が過熱し始
めても、総理自身は、税制のあるべき姿を示さ
ない。具体的論議は政府税調、党税調、経済財
政諮問会議が連携してほしいと丸投げし、最後
はいつもと変わらぬ伝統的な自民党の小細工
でお茶を濁し、そして、いつも税制改正とい
うのは難航しますと、他人事のように感想を言
います。今回の税制改革論議は、言葉だけで何
も変わることはない小泉自民党政治の実態を如
実にあらわしているのです。

ここで、あえてお聞きします。小泉内閣はど
のような税制改革をやりたいのですか。何のた
めに税制改革を議論してきたのですか。ビジョ
ンのない増税を行うために布石を打つことでし
かないのですか。塩川財政担当大臣にお伺い
します。

さらに、来年度の税制改正に関連してお聞
きます。

平成十五年度における

今回の税制改正で、初年度、国、地方合わせて約一兆八千億円の減税を実施するとしております。一方、多年度税収中立と称し、将来増税することとも約束しています。つまり、中身を見れば、時限的な政策減税と、発泡酒、ワイン、たばこの増税を初めとする恒久増税の組み合わせであり、中長期的に見れば、明らかに増税です。

この先行減税は何のためにするのでしょうか。景気に対する配慮のためですか。経済社会の根幹を変えるためのものですか。もし、デフレの克服や景気に配慮するためというのであれば、増税予告をする多年度税収中立のこの税制で、本当にデフレから脱却し、景気は回復できるのでしょいか。また、多年度税収中立はいつまでに増収と減収が相殺されるのですか。多年度税収中立、先行減税の理念について、塩川財務大臣にお聞きします。

私たち自由党は、先行減税といった現行制度を前提とする小細工ではなく、新しい国民生活と経済社会システムを確立するという観点から、税の仕組みを根幹から変えるべきであると考えています。

私たちの主張する減税は、当然、恒久減税であり、その財源は、規制の撤廃や特殊法人、独立行政法人等の廃止・民営化など、徹底した歳出見直しによって捻出します。

所得課税については、すべての国民が、どんなに少ない額であっても、社会への参加料として税金を納めるよう、各種控除を原則全廃するとともに、税率構造を簡素化して税率を引き下げ、所得税、住民税の半減を図ることを主張しています。各種控除の廃止で新たに税負担が生じたり税負担が重くなる層には、政策目的が明確ないろいろな手を支給すべきと考えます。

さらに、源泉徴収は廃止し、国民が自分自身で税額を計算して申告できる、簡単にわかりやすい仕組みに変えます。これによって、民間企業も行政機関も納税・徴税コストを大幅に削減できるは

か、国民一人一人の税に対する意識や税のむだ遣いに対する厳しい監視の目を育てることもできます。

また、法人課税は、実効税率をOECD加盟国の最低水準にまで引き下げ、日本企業の国際競争力を強化し、外国から日本へ投資を促進するような税制にすべきです。

自由党の考える税制改革の理念と減税のあり方について、塩川財務大臣にお聞きいたします。

一方、政府の税制改革に目をやると、竹中経済財政担当大臣は、昨年、民放のテレビ番組や外部のシンポジウムなどで、所得税と法人税の税率引き下げを何度も言っておられました。しかし、すったもんだの末に出てきた所得税の見直しは、配偶者特別控除の廃止だけであり、税率の引き下げなど、みじんもありません。法人課税についても同様です。地方税制に外形標準課税を採用することで一部は実効税率が下がるかと主張するのですが、ほとんどの企業にとっては、何の変化もありません。

竹中大臣、法人税率や所得税率を引き下げると公言したのは、やはり言葉だけだったのでしょうか。お答えください。

次に、金融・証券税制についてお聞きします。今回の改正では、貯蓄から投資への転換を促進させるため、配当課税の見直しなどを行うとしています。しかし、その必要性は長い間指摘されてきたことであり、遅過ぎるとしか言いようがありません。

また、今回で廃止される長期保有株式に対する譲渡所得の暫定税率の特例や、長期保有株式譲渡所得の百万円特別控除制度の延長措置などは、ボナスが支給されるころまでに施行を間に合わせたいと言っており、塩川財務大臣御自身が導入したものです。ところが、法律を施行してみたら、複雑怪奇な小細工が多過ぎて、再度改正するものであり、貯蓄から投資への転換促進も行き当たりばったりである感否めません。

就任当初に配当課税の見直しなどを行わなかったのに、この時期に見直すことにしたのは、金融・証券税制に対する考え方に大きな変化があったからなのでしょう。塩川財務大臣にお聞きします。

最後に、道路特定財源についてお聞きいたします。

小泉総理が就任直後から、聖域なく見直すしてきたものの一つに、道路特定財源の見直しがありました。しかし、平成十四年度の税制改正でも、一般財源化などの見直しは行われませんでした。そして、今度の改正案では、平成十五年以降も、揮発油税、地方道路税、自動車重量税について、これら税率の特例措置の適用期限を五年延長するとしています。

あれだけ聖域なき見直しと絶叫したにもかかわらず、税制構造も変わらなければ、暫定税率も変わらない。小細工以前の問題として、そもそも道路特定財源は何も変えるつもりがないのではありませんか。道路に極端に集中投資する時代は過ぎ去っているのに、なぜ暫定税率をかけてまでこの財源を維持する必要があるのか、その説明責任を政府は負っています。塩川財務大臣にお答え願います。(拍手)

口先で改革を絶叫するだけで本気で改革を行う気は全くない、先送り、なし崩しばかりでビジョンのない小細工を並べるだけの小泉内閣の財政運営では、国民のだれもが将来への不安を募らせる一方であることを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩川正二郎君登壇)

○国務大臣(塩川正二郎君) 先ほど、山花議員の御質問の中で、一つだけ、私の答弁が漏れておりまして、失礼いたしました。

それは、酒税並びにたばこ税をなぜこの時期に引き上げたのかという御質問でございました。

酒税は、引き上げることを主体としたものではございませんで、各酒類間におけるところの均衡

を図るために税制の一部手直しをいたしました。その結果として、ちよびと酒税が上がったということでございます。これは御理解いただきたいと思っております。

それから、たばこにつきましては、現在、世界的に禁煙運動が盛んになっておりまして、できるだけ禁煙を奨励するためにたばこの負担をしていただくということにいたしました。あわせて、財源にしようと思つた次第であります。

それでは、武山議員の御質問にお答えいたしました。五つ問題がございましたけれども、まず最初の問題は、小泉内閣の経済財政運営についてお尋ねがございました。

今回、小泉内閣は、終始一貫して、改革なくして成長なしというその趣旨を徹底することにいたしております。そのためには、金融システム改革、税制改革、歳出改革、それから規制改革、この四つの大きな改革を柱といたしまして、諸般の構造改革を進めております。

その一環といたしまして今回の税制と予算の編成を行ったものでございまして、これによりまして国債の発行は三十兆円の枠を超えまいけれども、しかしながら、最終的には二〇一〇年代初頭においてプライマリーバランスがとれるように指向して、集中的に経費の節減を行ってまいったところでございます。

次に、税制改正でございます。

小泉総理の税制改革は丸投げじゃないかということでございますが、これは、丸投げということとはございませんで、必ずそれぞれの機関に諮りまして、協議した結果として、この税制の改正を行ったものでございまして、各種各層の意見を聞いております。

特に、私たちは、努力いたしまして、国民との対話を通じて今回の税制改正の中身を決定したのでございまして、いわば民意をととぶ改正でございまして、しよせん、あるべき税制の姿の

一つといたしまして、民間の資金をできるだけ活用する方向にいたしましたこと、中小企業等が企業活動いたしますにつきまして、税制上の優遇が受けられるよう、投資減税並びに研究開発に重点を置いたこととでございます。

これによってデフレの脱却はできるのかということでございますが、デフレの脱却は経済全体の活動の中において行われておりまして、我々は、まず、消費マインドを冷やすことのないようにして、経済の活性化を図るための税制改正を目指したということとあります。

次に、自民党の、自民党じゃございませんね。失礼いたしました。自由党の考えておられます税制改正についてでございます。

これを拝見いたしますと、まず、歳出の見直しによりまして捻出された財源は全部減税に充ててしまふということ、それから、税率を引き下げるということ、思い切った所得税とか住民税の減税をする、それから、各種控除を廃止せしめ、そして、その廃止した分については各種手当で新設、増額せし、法人の実効税率を下げる。

まあ、結構な話でございますけれども、これをパッケージで実施したとするならば、これは、国民の将来に対して大きい負担になってくるということ、これはもう疑う余地がないと思っております。財政の持続可能性を担保するためには非常に深刻な問題になるであろうということを憂慮いたすものであります。

次に、配当の税についてでございますが、何でも、この金融・証券の税制改正をやったのかということとでございます。

これは、御承知のように、今、国民の資産状態を見ます場合に、預貯金が圧倒的に多くて投資が少ないということとございますので、貯蓄から投資へと誘導するという考えから、証券になじんでいただくために証券に有利な方法をとったということとございまして、これによりまして、直接金

融から間接金融への、民間サイドにおきます資金の安定的な活用を図ったということとございまして。

さらに、最後の問題として、道路特定財源についてのお尋ねでございます。

道路特定財源については幅広く検討しております。現在、この道路財源を一般的な公共施設にも利用し得るようというところで、今回、法制を改革いたしまして、道路特定財源の活用について、一定の範囲を広げるために、政令でそれを決めるということを導入した次第でございます。

その結果といたしましては、地方への税源移譲は引き上げていくということ、それから、本四公団の債務の早期抜本的な処理を図ること、それから、地下鉄の整備並びに地域交通、例えば連続立体交差であるとか、あるいは地域生活道路の拡充、あるいはまた環境対策等にもこの財源が使用できるような法改正を行うというものでございまして、御理解いただきたいと存じます。

以上であります。(拍手)
(国務大臣竹中平蔵君登壇)
○国務大臣(竹中平蔵君) 武山議員から、二問、質問をいただきました。重複を避けて答えさせていただきます。

経済財政運営の基本的な考え方でございます。日本経済は、単なる需要不足から一時的に悪くなっているわけではなく、九〇年代に入ってから経済の競争力、生産性の低下等により、不良債権、財政赤字という二つの負の遺産を背負い込むことになったというふうに認識しております。

こうした観点から、小泉内閣では、やるべき構造改革を行わねば経済の再生はないという前提に立って、構造改革に力を入れているわけでございます。このような構造改革を進めることにより、必ず、デフレ克服と民間需要主導の持続的な経済成長の実現につながるというふうに考えております。法人税率や所得税率の引き下げについてのお尋

ねがございました。

今般の税制改革は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき改革を目指すものでございまして。

経済財政諮問会議においては、さまざまな議論がございました。法人税率を下げるべきであるという意見がある一方で、既にこれは先進国並みの水準に低下しているという意見や、経済活性化のために研究開発・設備投資減税を行うべきであるというような議論もございました。

このような議論を踏まえて、我が国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税をこれまでにない規模で行うべきではないかという結論に達したわけでございます。

所得税につきましても、国民が広く公平に負担し合うという観点から議論が進められております。いずれにしましても、税制改革につきましては、さらに引き続きさまざまな角度から検討を進めるつもりであります。

以上でございます。(拍手)
○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時六分散会

出席国務大臣

財務大臣 塩川正二郎君
厚生労働大臣 坂口 力君
国務大臣 竹中 平蔵君
出席副大臣 財務副大臣 小林 興起君

○議長の報告

(議決通知)
一、去る七日、谷事務総長から谷川裁判官訴追委員会委員長及び川村参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員
米澤 隆君(熊谷弘君の補欠)

(選出通知)
一、去る七日、本院は、検察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会
太田 誠一君 牧野 隆守君
伊藤 英成君
同 予備委員
栗原 博久君(太田誠一君の予備委員)
大石 正光君(伊藤英成君の予備委員)
白保 台一君(丸谷佳織君の予備委員)

(指名通知)
一、去る七日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員肥田美代子君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)
一、去る七日、内閣から、議員鈴木宗男君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(見込額書受領)
一、去る七日、内閣から、次の見込額書を受領した。
地方交付税法第七条の規定に基づく平成十五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

予算委員

辞任

衛藤征士郎君

栗原 博久君

丹羽 雄哉君

葉梨 信行君

原田昇左右君

松岡 利勝君

上田 清司君

中村 哲治君

長妻 昭君

細野 豪志君

吉田 公一君

赤羽 一嘉君

中塚 一宏君

矢島 恒夫君

中西 續介君

上川 陽子君

西川 京子君

武正 公一君

大森 猛君

佐藤 勉君

松宮 勲君

吉井 英勝君

木島日出夫君

荒巻 隆三君

岩崎 忠夫君

小西 理君

竹本 直一君

林 省之介君

松島みどり君

枝野 幸男君

永田 寿康君

平岡 秀夫君

前原 誠司君

牧 義夫君

丸谷 佳織君

山岡 賢次君

補欠

小西 理君

竹本 直一君

荒巻 隆三君

松島みどり君

上川 陽子君

西川 京子君

牧 義夫君

前原 誠司君

枝野 幸男君

武正 公一君

永田 寿康君

丸谷 佳織君

山岡 賢次君

大森 猛君

重野 安正君

佐藤 勉君

松宮 勲君

平岡 秀夫君

吉井 英勝君

岩崎 忠夫君

林 省之介君

木島日出夫君

志位 和夫君

丹羽 雄哉君

原田昇左右君

衛藤征士郎君

栗原 博久君

松岡 利勝君

葉梨 信行君

長妻 昭君

吉田 公一君

細野 豪志君

中村 哲治君

上田 清司君

赤羽 一嘉君

中塚 一宏君

志位 和夫君

重野 安正君

矢島 恒夫君

中西 續介君

小淵 優子君

手塚 仁雄君

松浪健四郎君

竹下 亘君

鎌田さゆり君

山谷えり子君

小淵 優子君

手塚 仁雄君

山谷えり子君

松浪健四郎君

上川 陽子君

小泉 俊明君

江崎洋一郎君

左藤 章君

松原 仁君

山谷えり子君

熊谷 弘君

林 省之介君

熊谷 弘君

山谷えり子君

予算委員

辞任

衛藤征士郎君

松岡 利勝君

海江田万里君

河村たかし君

田中 慶秋君

矢島 恒夫君

中西 續介君

吉野 正芳君

伊藤 英成君

松浪 健太君

補欠

竹下 亘君

鎌田さゆり君

山谷えり子君

小淵 優子君

手塚 仁雄君

松浪健四郎君

山谷えり子君

小泉 俊明君

江崎洋一郎君

左藤 章君

松原 仁君

山谷えり子君

熊谷 弘君

林 省之介君

山谷えり子君

熊谷 弘君

予算委員

辞任

龜井 静香君

熊谷 弘君

林 省之介君

山谷えり子君

熊谷 弘君

予算委員

辞任

衛藤征士郎君

松岡 利勝君

海江田万里君

河村たかし君

田中 慶秋君

矢島 恒夫君

中西 續介君

吉野 正芳君

伊藤 英成君

松浪 健太君

松浪 健太君

谷畑 孝君

林 省之介君

五十嵐文彦君

鎌田 節哉君

牧野 聖修君

小沢 和秋君

阿部 知子君

議院運営委員

辞任

松浪健四郎君

山谷えり子君

松浪健四郎君

予算委員

辞任

中野 寛成君

池田 行彦君

大原 一三君

高島 修君

松岡 利勝君

三塚 博君

山口 泰明君

上田 清司君

田中 慶秋君

中村 哲治君

齊藤 鉄夫君

中塚 一宏君

矢島 恒夫君

中西 續介君

横光 克彦君

岡下 信子君

小西 理君

岩崎 忠夫君

左藤 章君

西川 京子君

補欠

山谷えり子君

松浪健四郎君

荒井 聰君

補欠

左藤 章君

小西 理君

岡下 信子君

西川 京子君

馳 浩君

吉野 正芳君

山田 敏雅君

大石 尚子君

島 聡君

丸谷 佳織君

藤島 正之君

中林よし子君

植田 至紀君

金子 哲夫君

松野 博一君

岩崎 忠夫君

大原 一三君

池田 行彦君

松岡 利勝君

予算委員

辞任

衛藤征士郎君

松岡 利勝君

河村たかし君

田中 慶秋君

海江田万里君

矢島 恒夫君

中西 續介君

松野 博一君

岩崎 忠夫君

大原 一三君

池田 行彦君

馳 浩君 三塚 博君 松野 博一君 高島 修君 吉野 正芳君 山口 泰明君 大石 尚子君 田中 慶秋君 島 聡君 中村 哲治君 山田 敏雅君 上田 清司君 丸谷 佳織君 齊藤 鉄夫君 藤島 正之君 中塚 一宏君 小林よし子君 矢島 恒夫君 植田 至紀君 中西 續介君 金子 哲夫君 横光 克彦君 議院運営委員 補欠 三ッ林隆志君 馳 浩君 三ッ林隆志君	地方税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 関稅定率法等の一部を改正する法律案 國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 食品安全基本法案 食品衛生法等の一部を改正する法律案 健康増進法の一部を改正する法律案 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 牛の個體識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案 地方自治法第五十八條第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に關し承認を求むるの件 一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	国立学校設置法の一部を改正する法律案 林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案 森林法の一部を改正する法律案 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。 健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出) 一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案 独立行政法人都市再生機構法案 (議案送付) 一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 平成十四年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出) (調査要求承認) 一、国土交通委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。	六、北海道開発に関する事項 七、気象及び海上保安に関する事項 二、調査の目的 国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求むる。 平成十五年二月七日 衆議院議長 綿貫 民輔殿 河合 正智 (質問書提出) 一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 北海道矢別演習場の砂防施設建設によってもたらされるラムサール登録湿地・別寒辺牛(ペカンべうし)湿原に生息する絶滅危惧種イトウ(サケ科)の危機及び厚岸湾水産資源への悪影響について、また別海町道に設置される監視カメラによる住民プライバシー侵害問題等に関する質問主意書(児玉健次君提出) 一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 高額ハイウェイカード廃止に関する質問主意書(津川祥吾君提出) 一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 外国人学校に関する質問主意書(大島令子君提出) (答弁書受領) 一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員山田敏雅君提出金融庁監督当局の金融検査と提案融資における銀行の説明義務に関する質問に対する答弁書	(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 西川 京子君 補欠 荒井 広幸君 一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 伴野 豊君 補欠 上田 清司君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、昨十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 辞任 北川れん子君 補欠 山内 恵子君 山内 恵子君 北川れん子君 (議案提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案	一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 伴野 豊君 補欠 上田 清司君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、昨十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 辞任 北川れん子君 補欠 山内 恵子君 山内 恵子君 北川れん子君 (議案提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案	一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 伴野 豊君 補欠 上田 清司君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、昨十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 辞任 北川れん子君 補欠 山内 恵子君 山内 恵子君 北川れん子君 (議案提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案	一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 伴野 豊君 補欠 上田 清司君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、昨十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 辞任 北川れん子君 補欠 山内 恵子君 山内 恵子君 北川れん子君 (議案提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
--	---	---	--	---	--	--	--

平成十五年二月二十三日提出
質 問 第 九 号

金融庁監督当局の金融検査と提案融資における銀行の説明義務に関する質問主意書

提出者 山田 敏雅

金融庁監督当局の金融検査と提案融資における銀行の説明義務に関する質問主意書

① 監督当局の金融検査の目的が、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」であるとするならば、過剰融資、不適切な資金使途に対する融資は、いずれも銀行の業務の健全性を阻害するものとなると思われるが、それらについて、監督当局は、金融検査に当たり、どのような基準をもちチェックを行っていたのか。

② 監督当局は、みずほ銀行(旧富士銀行)に対して、平成元年から今日まで、何回の金融検査を行っているか。その際、監督当局は旧富士銀行に対し、過剰融資、あるいは不適切な資金使途への融資につき、問題があると指摘し、あるいは適切な措置をとるよう指示したことはあるか。あるとすればその時期とその指示の内容を明らかにされたい。

③ みずほ銀行(旧富士銀行)長原支店は、武内猛馬氏(大正十二年生まれ、当時六十六歳、盆栽業)及び同氏が代表取締役の株式会社錦生園(平成元年十一月二十八日設立)に、安田生命との協調融資で、美術館建設資金として、合計四億八〇〇〇万円(旧富士銀行三億三〇〇〇万円、安田生命一億五〇〇〇万円)の融資を行っているが、プロの経営コンサルタントは、目玉となるべき展示品もない美術館が、その収益で、四億八〇〇〇万円の借入金(元利金を返済することははじめから不可能であることを指摘している。この点につき、みずほ銀行は、専門家に鑑定させるよう

なことは非礼であるので、武内氏の言を信用して融資を行ったと言っているが、もし、銀行が返済能力について、銀行独自の判断を放棄して融資を行うようなことがあるとすれば、銀行の業務の健全性からも重大な問題だと考えるので、金融庁としては、みずほ銀行に対し、この点を調査し、その結果を明らかにされたい。

④ 監督当局は、武内猛馬氏の本件融資に問題があることを、今日までの金融検査で見逃してきたのか。それは、金融検査の体制に問題があったからではないか。

⑤ 今後二度とみずほ銀行では、武内猛馬氏に対する本件融資のようなことが起こらないよう管理体制が確立されているかどうか、再度調査され、その結果を明らかにされたい。

⑥ バブル期に、銀行は資金需要をつくり出すために、いわゆる提案融資を行っているが、提案融資は、証券取引における一任勘定と同様、金融機関の計算において取引されるため、金融取引における「自己責任原則」が貫徹されないことになると思われるが、監督官庁は、提案融資を金融機関の積極的な営業活動と評価しているのか。金融検査で、提案融資の案件が見つかったも何ら指導改善は行わないのか。

二 提案融資における銀行の説明義務について
① 返済リスクの説明を行っていたのでは、融資獲得が得にくくなるため、提案融資では、そのリスクの説明は行われていないのが通常である。

ところで、みずほ銀行の佐々木毅参事役および今井和男弁護士は、昨年十二月十九日に議員会館の私の部屋で、融資契約に際し、返済できなくなった場合は、担保物件が競売されるというのは、一般常識であって、そのような返済リスクを銀行が説明する義務はないと言ったが、これは、銀行法第一条第一項の

銀行の業務の公共性ならびにみずほ銀行が監督当局に提出している経営の健全化計画で掲げている基本理念の第一「お客さまお取引先」に最高水準総合金融サービスを提供する」という理念にも反するのではないか。この点について監督官庁としてどのように考えるか。

② 武内氏は、担保設定されていない物件まで、強制競売をかけられているが、この点については、今井弁護士らも、返済できなくなった場合に、担保物件以外の物件までも強制競売で回収されることがあるという説明を行っていないことを認め、また、この強制競売についてはさすがに一般常識であるとは言わなかった。

そうとすれば、みずほ銀行が、武内氏に、担保物件以外の物件まで強制競売で回収するということの説明は行っていないのに、強制競売にかけるといふのは、みずほ銀行の説明義務違反ではないか。また、このような強制競売による回収は、武内氏の生存を脅かすものであり、監督官庁は、みずほ銀行に対し、銀行法第一条違反として、業務改善を指導すべきではないか。

三 連帯保証人に対する銀行の説明義務について
① 監督官庁は、旧富士銀行が用いていた包括保証書の形式には問題がないと考えているか。これらは、現在ではどのように改善されていると認識しているか。

② 銀行が面前での保証人の意思確認を怠っていることが、多数報告されているが、みずほ銀行では、そのようなことのないような体制は確立されていると監督官庁はみているか。右質問する。

内閣衆質一五六第九号

平成十五年二月七日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員山田敏雅君提出金融庁監督当局の金融検査と提案融資における銀行の説明義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山田敏雅君提出金融庁監督当局の金融検査と提案融資における銀行の説明義務に関する質問に対する答弁書

一 ①について
金融機関に対する検査においては、業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、金融検査マニュアル(平成十一年金融第七十七号金融監督庁長官決定)に、金融機関の審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているかを確認する旨を明記し、リスク管理態勢の一環としての審査管理部門の役割について検証するよう努めているところである。

②について
株式会社みずほ銀行(旧株式会社富士銀行)に対する金融検査は、平成元年から現在までに十二回実施し終了している。一般に金融機関に対する検査においては、業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、その業務又は財産の状況についての確実な把握に努めているところであり、仮にリスク管理態勢等の問題点を把握した場合には、検査結果通知において指摘することとしている。

なお、個別の金融機関に対する検査結果を明らかにすることは、個別の取引先企業等の正当な利益を害するおそれがあることや、将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど検査の実効性を損ねるおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

一 ③及び④について
お尋ねの点については、個別の金融機関による個別の取引に関する事項であることから、答

弁を差し控えたい。なお、一般に金融機関に対する検査においては、業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、その業務又は財産の状況についての確な実態把握に努めているところである。

一の⑤について

個別の金融機関の内部管理体制を監督当局が公にすることは、金融機関の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。なお、一般に金融機関に対する監督においては、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適切な内部管理体制の確保に努めているところである。

一の⑥について

お尋ねの提案融資が何を意味するのか必ずしも明らかではないが、一般に金融機関が顧客の需要に応じ、必要な情報を適切に提供しつつ、融資を行うことそのものに問題があるとは考えていない。なお、一般に金融機関に対する検査の過程で、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の問題点を把握した場合には、この点について、検査結果通知において指摘し、併せて、指摘した事項について、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十四条第一項等に基づき報告を求め、その内容を精査した上で必要に応じ適切に対応することとしている。

二について

一般に金融機関が融資契約に際し、顧客に対して説明すべき内容については、個々の具体的な事例に応じ判断されるべきものと考えているが、個別の金融機関による個別の取引に関しては、答弁を差し控えたい。

三の①について

保証契約書の形式に問題があるかどうかについては、最終的には司法の場で判断されるものと考えているが、お尋ねの事例についての判決にお

いては、特段の問題は指摘されていないものと承知している。

三の②について

個別の金融機関の内部管理体制を監督当局が公にすることは、金融機関の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

(答弁通知書受領)

一、去る七日、内閣から、衆議院議員石井一君提出電子投票制導入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年三月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出新福岡空港と交通政策審議会航空分科会答申に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年三月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員重野安正君提出公務員制度改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年三月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出温泉施設等におけるレジオネラ症発生の防止対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員中村哲治君提出脱北者に対する我が国の対応に関する質問

に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年二月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 番四都港区虎ノ門二丁目 財務省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一〇円	二五円